

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十一号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三 B型肝炎

第一条の三第一項の表結核の項中「生後」を削り、同条第一項の表水痘の項の次に次のように加える。

B型肝炎 一歳に至るまでの間にある者

附則第二項の前の見出し並びに同項及び附則第三項を削る。

附則第四項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、「日本脳炎の項の」の下に「規定の」を加え、同項を附則第二項とし、同項に見出しとして「市町村長が行う予防接種の対象者の特例」を付する。

附則第五項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表B型肝炎の項に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日以後に生まれた者について適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣 安倍 晋三